

綾瀬市母子健康包括支援センター事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的とした母子健康包括支援センター（以下「センター」という。）の事業を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(センターの名称及び設置場所)

第2条 センターの名称及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 名称 綾瀬市妊娠・出産・子育て総合相談
- (2) 設置場所 綾瀬市深谷中4丁目7番10号 綾瀬市保健福祉プラザ内

(業務の内容)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 妊産婦及び乳幼児の実情の把握に関すること。
- (2) 妊娠・出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報の提供・助言・保健指導に関すること。
- (3) 心身の不調又は育児不安があり、手厚い支援を要する妊産婦等に対する支援プラン策定及び評価に関すること。
- (4) 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(職員の配置)

第4条 センターに、母子保健事業に関する専門的知識を有する保健師、社会福祉士等の専門職を置く。

(利用対象者)

第5条 センターの対象者は、原則市内に住所を有する全ての妊産婦（産後1年以内）、乳幼児（就学前）及びその保護者とする。

(秘密保持)

第6条 センターの事業に従事する者は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。